

## 福島県総務部公用車リース契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次の条項により公用車リース契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 契約の内容は、次のとおりとする。

- （1）契約期間 契約締結日から令和12年7月1日まで
- （2）リース期間 令和7年5月7日から令和12年7月1日まで  
（各リース車両のリース期間は、別表1「リース契約車両一覧」に記載されたリース開始日からリース終了日までとする。
- （3）リース車両 別表1記載の自動車のリース一式  
（車両個別の仕様は、別紙1「車両別共通仕様書」のとおり）
- （4）リース料 総額 円  
（うち消費税及び地方消費税の額 円）  
月額は別表2「リース料内訳表」のとおり
- （5）納入場所 別表1記載の配置庁舎

（契約保証金）

第2条 契約保証金は、リース料の額の100分の5とし、乙は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号、以下「財務規則」という。）第228条の規定に基づき支払わなければならない。

- 2 甲は、リース期間終了後において、業務の完了を確認したときは、乙の請求に基づき、契約保証金を還付するものとする。
- 3 甲は、乙が財務規則第229条第1項各号に該当する場合は、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第3条 乙は、この契約に係る権利又は義務を、甲の承認を受けなければ第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

（主任担当者の選任とその業務）

第4条 乙は、本契約締結後直ちに、本契約を管理し、及び調整する主任担当者を選任し、その者の氏名及び連絡先を明記した届出書（様式1）を甲に提出するものとする。

- 2 乙は、前項の主任担当者の氏名又は連絡先に変更が生じたときは、遅滞なく甲に連絡するとともに、同項に準じた措置として変更届を提出するものとする。
- 3 主任担当者は、本契約に基づく債務の履行に対し、甲から依頼があった場合は、整備工場との間に入り、誠実かつ確実に履行するよう調整するものとする。

（納入等）

第5条 乙は、使用可能な状態に調整した上で、第1条第2号に定める期日の初日までに同条第5号の納入場所にリース車両を納入し、甲の使用に供さなければならない。

- 2 前項の納入に要する費用は、乙の負担とする。

（納入時の検査等）

第6条 乙は、リース車両を使用可能な状態で甲に納入したときは、その旨を遅滞なく甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受理したときは、速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、乙からリース車両の引渡しを受けたものとする。
- 3 乙は、リース車両が甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、リース車両の補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、リース車両の補正が完了したときについて準用する。

(月ごとの検査等)

第7条 乙は、一か月ごとにリース業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 前項の場合において生ずる一切の費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内にリース業務について検査を行わなければならない。
- 4 乙は、甲の検査に合格しなかったときは、甲の指定する日までに、その指示に従い、これを補正しなければならない。この場合において、補正に要する費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は前項により命ぜられた補正を完了したときは、甲に第1項の業務完了報告書に準じて補正完了報告書を提出し、再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、第3項の規定を準用する。

(リース料の支払)

第8条 乙は、各月の甲の履行確認の後、リース料の月額を支払を甲に請求するものとする。ただし、1ヶ月に満たない期間のリース料は、1ヶ月を30日として以下の算式により算出される金額に100分の110を乗じた額とする。

算式=月額リース料-((月額リース料/30日)×借入日から起算して納入した日の前日までの日数)(百円未満切捨)

- 2 甲は、乙の正当な請求書を受理した日から30日以内に、リース料を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、第8条第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払日までの日数に応じ、請求金額に対して年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を、速やかに乙に支払うものとする。ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又は、その全額を切り捨てるものとする。

(履行遅滞に対する遅延損害金)

第10条 乙は、使用開始日までにリース車両を甲に引渡すことが困難となったときは、あらかじめ詳細な理由を付した書面により使用開始日の延期を甲に申請し、甲の書面による承認を得なければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により、使用開始日までにリース車両を甲に納入することが困難になったときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合において、乙の責めに帰すべき事由により、使用開始日までにリース車両を甲に引渡すことが困難になったときは、乙は、使用開始日の翌日から引渡した日までの遅滞日数に応じ、リース料総額に年2.5%の割合で計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を甲に支払わなければならない。

(転貸の禁止)

第11条 甲は、リース車両を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承認があったときは、この限りでない。

(リース車両の契約不適合)

第12条 リース車両が契約内容に適合しない場合は、甲及び乙は双方協力して自動車の製造者又は販売者に対する請求又は権利行使を行い、自動車の製造者又は販売者からの修補等の履行を受けるものとする。

(リース車両の管理等)

第13条 甲は、リース車両を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 甲は、リース車両を別表1記載の配置庁舎(以下「保管場所」という。)で保管するものとし、当該保管場所を変更するときは、事前に乙に承諾を得なければならないものとする。

3 乙は、いつでもリース車両の保管及び使用状況を検査できるものとし、甲は、当該検査に協力するものとする。

(原状の変更)

第14条 甲は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ乙の書面等による承諾を得なければならない。ただし、仕様書第3条に定める衛星電話の設置については本条項の適用を除外し、契約締結を持って乙が承諾したものとする。

(1) リース車両に他の物件を取り付けるとき。

(2) リース車両の改造又は模様替えをしようとするとき。

(3) リース車両の規格、性能又は仕様を変更しようとするとき。

2 前項の行為に係る費用は、甲の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 甲は、リース車両若しくはこの契約上の権利を第三者に譲渡し、又は乙の権利を侵害する一切の行為をしてはならない。

2 甲は、リース車両が第三者から侵害を受けないように保全するとともに、侵害があったときは、直ちに乙に通知するとともに、速やかにその事態を解消するものとする。

3 甲は、リース車両の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盗難届を所轄の警察署に提出するものとする。

(事故処理)

第16条 甲は、リース車両に事故が発生したときは、速やかに乙の指示に従い乙に事故報告を行うものとする。

2 甲は、リース車両が事故により損傷したときは、遅滞なく乙指定の整備工場に搬入し、甲の負担により当該リース車両を修理するものとする。ただし、やむを得ない理由により当該整備工場に搬入できないときは、甲は、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、最寄りの整備工場に搬入し、当該リース車両を修理することができる。

(賠償責任)

第17条 甲は、リース車両又は提供を受けた代車の使用又は保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。

(リース車両の滅失・き損、契約の終了)

第18条 リース車両の引渡後、返還までの間に、リース車両が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失(修理が不能又は著しく困難な場合を含む。以下この条において同じ。)又はき損したときは、その負担は甲が負うものとする。ただし、リース車両の滅失又はき損が、乙の責めに帰すべき事由によるとき、又は甲の通常の使用に伴う消耗若しくは損耗のときはこ

の限りでない。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、リース車両が滅失又はき損し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該リース車両に残リース料全額とリース期間満了時の車両残存価格の合計から、当該リース車両に係る未発生費用(仕様書に記載のリース料に含まれる費用のうち、未発生費用をいう。)を控除した金額を契約解除金として乙に支払うものとする。
- 3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該リース車両の契約は終了するものとし、乙は当該リース車両を廃棄するとともに登録を抹消するものとする。

(費用負担)

第19条 甲は自動車保険料を負担し、乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

- 2 第1条第2項のリース期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償責任保険料の額が変更された場合の取扱いは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(メンテナンス・サービス)

第20条 乙は、第1条の借入期間中、リース車両について、仕様書に定めるメンテナンス(以下「メンテナンス」という。)を行うものとする。ただし、次に掲げる事項及び仕様書に定めるメンテナンス対象外事項はこの限りでない。

- (1) 甲が法令で定められた日常点検整備を怠ったことに起因する修理等
  - (2) 甲の故意若しくは重大な過失に起因する修理等
  - (3) 甲が乙の了解を得ず、他の整備工場等において独自で行った整備等
- 2 メンテナンスは、乙指定の整備工場が実施するものとし、乙は、甲がメンテナンスを受ける場合は、事前に当該整備工場及び甲に連絡をするものとする。
  - 3 メンテナンスに係る基準は、乙が別途定めるものとする。なお、乙は、法の整備基準の変更に応じて、メンテナンスに係る基準を変更することができるものとする。

(契約の内容の変更)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により、契約の内容の変更を求めることができる。この場合における変更内容は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(重要事項の通知)

第22条 甲及び乙は、住所、名称(商号)、代表者の氏名、その他事業内容又は組織に重要な変更があったときは、速やかに相手方に通知するものとする。

(甲の解除権)

第23条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約に定める義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が第3条(権利義務の譲渡等)、第27条(談合による損害賠償)及び第32条(個人情報保護)の規定に違反したとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この条において「暴力団」という。)又は第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められると

き。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ク 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第 5 号）第 4 条各号に該当する者）に契約債権を譲渡したとき。

(4) 前各号に定めるもののほか、この契約に違反し、その違反により契約を達することができないと甲が認めたとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金としてリース期間全体のリース料総額額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により契約が履行できなくなった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に契約が履行できなくなった日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、借入期間全体のリース料総額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(乙の解除権)

第25条 乙は、甲がこの契約に違反し、契約の目的が達せられないときは、この契約を解除することができる。

2 乙が前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、全ての自動車について、残リース料全額から未発生を控除した金額を損害金として乙に支払うものとする。

3 乙が第1項の規定により契約を解除したときは、甲は自動車を乙に返還するものとする。

(甲の契約違反による乙の請求等)

第26条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、次に掲げる行為の全部又は一部を行うことができるものとする。

- (1) 賃貸借料その他一切の費用の全部又は一部の即時の支払の請求
- (2) 自動車の引揚げ、一時引渡し又は返還の請求

2 乙が前項に規定する請求を行った場合でも、この契約による甲の義務は免除されない。

(談合その他不正行為による損害賠償)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第23条(甲の解除権)に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、借入期間全体のリース料総額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後についても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲はその超過分に対して賠償を請求できるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(その他の損害賠償)

第28条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約の履行に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(リース期間満了に伴う自動車の返還等)

第29条 甲は、自動車のリース期間が満了した場合は、乙に当該自動車を返還するものとする。この場合において、返還に要する費用は、乙の負担とする。

(リース期間の延長)

第30条 甲が自動車の状態によりリース期間満了後も引き続き当該自動車の賃貸借を希望する場合は、甲乙協議の上、当該自動車の賃貸借期間を延長することができるものとする。

(機密の保持)

第31条 乙は、賃貸借の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(苦情検討委員会からの要請等)

第32条 甲は、福島県政府調達苦情委員会(以下「苦情検討委員会」という。)から契約停止の要請を受けた場合は、契約を破棄することができる。

2 甲は、苦情検討委員会から、契約を破棄する提案が出された時は、契約を破棄することができる。

(個人情報の保護)

第32条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人

情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(協議)

第33条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第34条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和6年 月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県  
福島県知事 内堀雅雄

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

#### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

#### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### (事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

#### (調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなけ



ればならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号) 第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。